2021 年版これで合格宅建士シリーズ 法改正情報

令和 3 年 9 月 12 日
株式会社Kenビジネススクール
Ken不動産研究

このたびは、「これで合格宅建士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。シリーズの書籍につきまして、法改正による改訂箇所がございます。ご覧いただけますよう、お願い申し上げます。

■2021 年版 これで合格宅建士 基本テキスト

第 3 編 法令上の制限

・351 ページ 4 都市計画の決定と変更
本文 (3)都市計画はどうやって決めるの？ 「審査会の議を経る」枠内 右側「市町村が決定」 4 行目 2
・(改正前) 2 都道府県知事に協議し、その同意を得る※3

↓ 都市計画法の改正施行によりまして下記のように記述を訂正いたします。

・(改正後) 2 都道府県知事に協議する※3

同ページ最下段の「※3」につきまして下記のように記述を訂正いたします。
・(改正後) ※3 市町村は、都市計画区域または準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、**都道府県知事に協議**しなければならない。同意は不要。

・351 ページ 4 都市計画の決定と変更
欄外 過去問題 解説部分
↓ 都市計画法の改正施行によりまして、解説部分を訂正いたします。

・(改正後) 同意は不要です。

■2021 年版 これで合格宅建士 要点整理

Part3 法令上の制限、税・その他

・183 ページ 3 都市計画には手順がある？
表内 2 段目 市町村が決定する場合 3 行目
・(改正前)▶ **町村**は、都市計画区域または準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、**都道府県知事に協議**し、その**同意**を得なければなりません。ただし、市の場合は同意までは不要です。

↓ 都市計画法の改正施行によりまして下記のように記述を訂正いたします。

・(改正後)▶ **市町村**は、都市計画区域または準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、**都道府県知事に協議**しなければなりません。

■2021 年版 これで合格宅建士 1 問 1 答過去問 厳選 1000 肢

Part3 法令上の制限

・345 ページ 答 25 解説部分

↓ 都市計画法の改正施行によりまして下記のように記述を訂正いたします。

・(改正後) **2012 × 同意は不要である。**

市町村は、都市計画区域または準都市計画区域について都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければなりません(都市計画法 19 条 3 項)。同意は不要です。

ご覧いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。